

新居浜工業高等専門学校 J A B E E 推進室要項

平成18年3月14日要項第2号

最終改正 平成29年2月21日

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校運営組織規則第21条の規定に基づき、J A B E E 推進室(以下「推進室」という。)を置き、推進室に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 推進室は、日本技術者教育認定機構(J A B E E)から認定を受けた教育プログラム(以下「認定プログラム」という。)の改善を促進し、技術者教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 推進室は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 認定プログラムが年度ごとに立案する改善計画の審議に関すること。
- (2) 認定プログラムの教育活動状況の点検・評価に関すること。
- (3) 認定プログラムの継続審査に係る対応方針に関すること。
- (4) その他認定プログラムに関すること。

(組織)

第4条 推進室は、次の者をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事
- (3) 事務部長
- (4) 専攻科長
- (5) 認定プログラム責任者
- (6) 教授又は准教授の中から校長が指名した者 若干名

(室長)

第5条 室長は、校長をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を総括する。

(プログラム推進体制)

第6条 認定プログラムの改善を推進するために、教育改善委員会を組織し、その下に次の各号に掲げる委員会を設け継続的な改善を図る。

- (1) 学習・教育目標検討委員会
- (2) カリキュラム・シラバス検討委員会
- (3) 達成度評価委員会

(事務)

第7条 推進室に関する事務は、総務課が行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、推進室の議を経て校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月19日から施行する。

附 則（平成29年2月21日 一部改正）

この要項は、平成29年4月1日から施行する。